平成２６年９月市議会定例会提出予定案件

（議　案）

1　茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて

2　茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について

3　茨木市高齢者活動支援センター条例の制定について

4　茨木市多世代交流センター条例の制定について

5　茨木市敬老祝金条例の一部改正について

6　茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について

7　茨木市運動広場条例の一部改正について

8　茨木市附属機関設置条例の一部改正について

9　茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

10　茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

11　茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

12　茨木市立幼稚園条例の一部改正について

13　茨木市待機児童保育室条例の一部改正について

14　茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

15　茨木市学童保育室条例の制定について

16　建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

17　茨木市下水道等事業の設置等に関する条例の制定について

18　工事請負契約締結について（（仮称）桑原ふれあい広場整備工事）

19　工事請負契約締結について（公共下水道安威排水区第１工区築造工事）

20　工事請負契約の変更について（ＪＲ茨木駅東口駅前広場整備工事）

21　工事請負契約の変更について（ＪＲ茨木駅東口駅前広場デッキ上部工事）

22　市道路線の認定について

23　市道路線の変更について

24　財産（建物等）の譲与について（道祖本保育所、中津保育所）

25　平成 26 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第２号）

（認　定）

1　平成 25 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について

2　平成 25 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について

3　平成 25 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について

4　平成 25 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

5　平成 25 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について

6　平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計決算認定について

7　平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

（報　告）

1　平成 25 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

2　平成 25 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について

3　平成 25 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について

4　放棄した債権の報告について

議案第 42 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて

○ 現　委　員　　仲（なか）　猛（たけ）夫（お）

○ 任　　期　　平成２６年９月２４日任期満了
　　初就任　平成２３年９月２５日　１期目

○ 選任予定者

議案第 43 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について

○ 母子及び寡婦福祉法の改正に伴う所要の改正

・改正内容
　名称を変更する非常勤職員の職
　　母子自立支援員　→　母子・父子自立支援員

・施 行 日　　平成２６年１０月１日

議案第 44 号	茨木市高齢者活動支援センター条例の制定について	19 頁参照

○ 新たな高齢者施策の展開等を図るため、老人福祉センター桑田荘を、高齢者の活動を支援し拠点となる施設とすることに伴う条例の制定

・主な内容

①名称及び位置

茨木市高齢者活動支援センター　シニアプラザいばらき

茨木市桑田町２４番２１号

②センター内に設置する主な施設、利用者の範囲

ア　介護予防センター（介護予防に関すること、生活支援サービスに関すること等）
本市に居住する６５歳以上の者その他市長が適当と認める者

イ　シニア交流センター（高齢者の自主的活動の支援に関すること等）
本市に居住する６０歳以上の者その他市長が適当と認める者

ウ　地域支え合いセンター（高齢者の自主的活動の支援に関すること、高齢者の地域活動及び組織化の支援に関すること等）
本市に居住する６０歳以上の者その他市長が適当と認める者

③利用料金

［介護予防センター利用料金］

利用時間／室名・区分		午前	午後Ａ	午後Ｂ
		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
大広間	カラオケ利用なし	780 円	1,040 円	780 円
	カラオケ利用あり	1,280 円	1,540 円	1,280 円

［シニア交流センター利用料金］

利用時間／室名	午前	午後Ａ	午後Ｂ
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
会議室	220 円	300 円	220 円
和室	220 円	300 円	220 円

［附帯設備利用料金］

附帯設備（囲碁、将棋、マッサージ機、電位治療器及びバンパー）の利用料金は、１日当たり１００円とする。

・関係条例の廃止及び改正

①茨木市立老人福祉センター条例

→高齢者活動支援センター、多世代型交流センターに転換することに伴い、条例を廃止する。

②議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例

→「老人福祉センター」を「高齢者活動支援センター」に改める。

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 45 号	茨木市多世代交流センター条例の制定について	19 頁参照

○ 老人福祉センター福井荘ほか４施設を、高齢者や子ども世代など多世代が交流できる施設とすることに伴う条例の制定

・主な内容

①名称及び位置

ア　茨木市福井多世代交流センター　　茨木市東福井二丁目２３番２２号
イ　茨木市西河原多世代交流センター　　茨木市西河原二丁目１７番４号
ウ　茨木市葦原多世代交流センター　　茨木市新和町２１番２７号
エ　茨木市沢池多世代交流センター　　茨木市南春日丘五丁目１番８号
オ　茨木市南茨木多世代交流センター　　茨木市東奈良三丁目１６番１４号

②センター内に設置する主な施設、利用者の範囲

ア　介護予防センター（介護予防に関すること、生活支援サービスに関すること等）
　　本市に居住する６５歳以上の者その他市長が適当と認める者
イ　シニア交流センター（高齢者の自主的活動の支援に関すること等）
　　本市に居住する６０歳以上の者その他市長が適当と認める者
ウ　こども交流・支援センター（こどもの活動支援、子育て支援に関すること等）
　　本市に居住し、又は通学する当該年度の末日において１８歳以下の者及びその保護者その他市長が適当と認める者

③利用料金

［介護予防センター利用料金］

茨木市高齢者活動支援センターと同様の料金とする。

［シニア交流センター利用料金］

利用時間 / 室名	午前	午後Ａ	午後Ｂ
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
和室（第１）	100 円	140 円	100 円
和室（第２）	220 円	300 円	220 円
会議室	220 円	300 円	220 円
研修室	310 円	420 円	310 円

※和室（第１）は２０㎡以内の部屋、和室（第２）は２０㎡を超える部屋のことをいう。

［附帯設備利用料金］

附帯設備（囲碁、将棋、マッサージ機、電位治療器及びバンパー）、ゲートボール場及び多目的広場の利用料金は、１日当たり１００円とする。

・関係条例の改正

議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例
→「多世代交流センター」を追加する。

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 46 号	茨木市敬老祝金条例の一部改正について

○ 敬老祝金の支給対象を見直すことに伴う所要の改正

・改正内容

①支給対象者、支給額

	支給対象者	支給額
（現　行）	８８歳	２０，０００円
	９９歳	３０，０００円
	１００歳以上	５０，０００円
（改正後）	１００歳	１００，０００円
	男女それぞれの最高齢者	同　上

②文言整理

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 47 号	茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について

○ 茨木市立東コミュニティセンター内の浴場を廃止することに伴う所要の改正

・改正理由

新たな高齢者施策の展開等を目的に、老人福祉センターの浴場を廃止することから、茨木市立東コミュニティセンター内の浴場についても廃止する。

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 48 号	茨木市運動広場条例の一部改正について	20～21 頁参照

○ 桑原地区に人工芝運動場を整備した運動広場を開設することに伴う所要の改正

・改正内容

［名称及び位置］

名　称　　茨木市桑原ふれあい運動広場

位　置　　茨木市大字桑原３７番の１

［利用料金］

施設名		高校生以下の団体	一般
運動場（１時間につき）	人工芝運動場	750円	1,500円
	人工芝以外の運動場	250円	550円

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 49 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について

○ 子ども・子育て支援新制度の実施による児童福祉法の一部改正等に伴う所要の改正

・改正内容
児童福祉審議会の担任事務について、調査審議の事項を次のとおりとする。
①家庭的保育事業等の認可に関する事項
②保育所の認可に関する事項等
③家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備・運営基準を超えた設備等の向上の勧告に関する事項

・施 行 日　　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第 50 号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例の制定

・主な内容
新たに市の認可事業となった家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める。
①事業の趣旨、基準の目的
市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する。
②定義
ア　家庭的保育事業（保育者の居宅等で、５人以下の満３歳未満児に保育を行う。）
イ　小規模保育事業（利用定員６人以上 19 人以下で、満３歳未満児に保育を行う。）
ウ　居宅訪問型保育事業（保育が必要な子どもの居宅で、満３歳未満児に保育を行う。）
エ　事業所内保育事業（事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども［地域枠］にも保育を行う。）
③基準の向上
市長は、茨木市児童福祉審議会の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、条例で定める基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
④設備に関する基準
乳幼児１人あたりの必要面積、屋外遊戯場や調理設備等の必要な基準
⑤職員に関する基準
保育従事者の資格要件、配置基準等

・施 行 日　　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第 51 号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について　22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例の制定

［「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」とは］
認可施設・事業のうち、市の定める運営基準を満たし、給付費の支給対象として市が「確認」した幼稚園や保育所等を「特定教育・保育施設」、小規模保育や家庭的保育事業等を「特定地域型保育事業」という。

・主な内容
茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。
①利用定員
ア　認定こども園及び保育所　２０人以上
イ　家庭的保育事業　１人以上５人以下
ウ　小規模保育事業Ａ型、Ｂ型　６人以上１９人以下
エ　小規模保育事業Ｃ型　６人以上１０人以下
オ　居宅訪問型保育事業　１人
カ　事業所内保育事業　利用定員数に応じ、地域において保育を必要とする子どもの受入定員［地域枠］を設定
②定員を上回る申し込みがあった場合の選考基準
ア　１号認定(満３歳以上で教育を必要とする)を受けた子ども
→抽選、先着順、設置者の教育・保育理念等による選考その他公正な方法で選考する。
イ　２号認定(満３歳以上で保育が必要)、３号認定(満３歳未満で保育が必要)を受けた子ども
→保育の必要性、家族等の状況を勘案し、必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。

・施 行 日　　子ども・子育て支援法の施行の日

議案第 52 号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について　22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例の制定

・主な内容
教育・保育認定を受けた子どもの利用者負担額等を定める。
①１号認定（幼稚園・認定こども園）
所得に応じた利用者負担の制度を導入し、国基準の７５％で設定
（ただし、市立幼稚園においては現在の保育料を超えない額とする経過措置を設ける）
②２・３号認定（保育所・認定こども園）
国基準の７５％で設定
③３号認定（地域型保育事業）
設備等の基準が認可保育所より緩和されていること等を踏まえ、種別ごとに設定

・関係条例の廃止
茨木市保育所における保育に関する条例

・施 行 日　　子ども・子育て支援法の施行の日

議案第 53 号	茨木市立幼稚園条例の一部改正について	22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う所要の改正

・改正内容
利用者負担等に関する条例の制定に伴い、入園料、保育料の規定を削除する。
（現　行）入園料　園児１人あたり　　7,000 円
　　保育料　園児１人あたり　月 10,000 円

・施 行 日　　子ども・子育て支援法の施行の日

議案第 54 号	茨木市待機児童保育室条例の一部改正について	22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う所要の改正

・改正内容
①利用料の基準の変更
「別表第１」で定めている額 → 保育所の利用者負担基準の９０％で設定
②引用する法律名の変更
ア　第４条第２号（保育の対象児童）
「茨木市保育所における保育に関する条例」→「子ども・子育て支援法施行規則」
イ　別表第１の備考
「母子及び寡婦福祉法」→「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

・施 行 日　①②ア　子ども・子育て支援法の施行の日
②イ　平成２６年１０月１日

議案第 55 号	茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例の制定

・主な内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める。

①事業の趣旨、基準の目的

市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。

②基準の向上

市長は、茨木市児童福祉審議会の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、条例で定める基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

③設備の基準

専用区画（遊び、生活、静養の場）の面積は、児童１人あたり概ね 1.65 ㎡以上とする。

④職員に関する基準

放課後児童健全育成事業所に、支援の単位ごとに放課後児童支援員を２人以上置く。（ただし、１人については補助員に代えることができる。）

放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等の資格を持ち、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

１つの支援の単位を構成する児童数は、概ね４０人以下とする（猶予期間の経過措置を設ける）。

⑤開所時間及び日数

ア　開所時間

小学校の授業の休業日　　原則１日８時間以上

小学校の授業の休業日以外　原則１日３時間以上

イ　日数

原則１年２５０日以上

・施 行 日　　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第 56 号	茨木市学童保育室条例の制定について　　22～27 頁参照

○ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う条例の制定

・主な内容
①名称及び位置
茨木学童保育室　ほか２９室
（忍頂寺、清渓を除く小学校に設置）
②入室児童の資格
ア　茨木市立小学校に在籍する１年生から３年生までの児童
（支援学級に在籍し、３年生から継続して入室している児童は、６年生まで）
イ　府立特別支援学校に在籍する１年生から３年生までの児童で保護者による送迎が可能な者（３年生から継続して入室している児童は、６年生まで）
③利用料及び延長利用料
開室時間を「午後６時まで」から「午後７時まで」に延長することに伴い延長利用料を改定（利用料の額は変更なし。）

・関係条例の改正
議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例
→「学童保育室」を加える。

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 57 号	建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○ 建築基準法施行令の改正に伴う所要の改正

・改正内容
「茨木市西豊川北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」ほか 20 条例の引用条番号の変更

・施 行 日　　公布の日

議案第 58 号	茨木市下水道等事業の設置等に関する条例の制定について

○ 下水道等事業において、経営の健全性、透明性の向上を図るため、地方公営企業法を適用することに伴う条例の制定

・主な内容
①設置事業
ア　公共下水道事業
イ　公設浄化槽事業

②適用する財務規定等
地方公営企業法第２条第２項に規定する財務規定等を適用

③経営の基本に関する事項（独立採算性、経済性の発揮等）、会計事務の処理等（会計管理者に行わせる事務等）

・関係条例の廃止
茨木市公共下水道事業特別会計条例

・施 行 日　　平成２７年４月１日

議案第 59 号	工事請負契約締結について（（仮称）桑原ふれあい広場整備工事）

○ 契約の方法　　一般競争入札
○ 契約の金額　　２３８，３７６，２５３円
○ 契約の相手方　　守口市文園町５番１９号
青野スポーツ施設株式会社
代表取締役　青野　幸三（あおの　こうぞう）

○ 工事場所　　茨木市大字桑原地内
○ 工事内容　　基盤整備
施設整備
電気整備
園路広場整備
サービス施設整備
管理施設整備
建築施設整備
グラウンド・コート整備

○ 工事完了予定日　平成２７年３月１７日

議案第 60 号	工事請負契約締結について（公共下水道安威排水区第１工区築造工事） 28 頁参照

○ 契約の方法　　一般競争入札
○ 契約の金額　　４９８，１０８，２９２円
○ 契約の相手方　　茨木市上穂積二丁目６番５号
株式会社　馬場建設
代表取締役　馬 場（ばん ば）　孝 志（たか し）
○ 工事場所　　茨木市三咲町ほか地内
○ 工事内容　　施工延長　Ｌ＝１９２．７ｍ
函渠工　Ｌ＝１９２．７ｍ
付帯工　一式

○ 工事完了予定日　平成２８年３月１８日

議案第 61 号	工事請負契約の変更について（ＪＲ茨木駅東口駅前広場整備工事）

○ 契約の金額
・変更前の金額　　４２６，１７９，２５０円
・変更後の金額　　４７７，８６５，８０３円
○ 契約の相手方　　茨木市大字忍頂寺２２７番地７
株式会社　原田組
代表取締役　原 田（はら だ）　弘（ひろし）
○ 工事場所　　茨木市駅前一丁目地内
○ 工事内容　　道路土工、仮設工、舗装工、排水構造物工、縁石工　ほか
○ 工事完了予定日
・変更前の予定日　　平成２７年３月１３日
・変更後の予定日　　平成２７年３月３１日

○ 変更理由　　新労務単価の反映及び基礎構造物撤去工事の工法を変更することに伴う契約変更

議案第 62 号	工事請負契約の変更について（ＪＲ茨木駅東口駅前広場デッキ上部工事）

○ 契約の金額
　・変更前の金額　　１，０４１，１２０，０００円
　・変更後の金額　　１，１０４，７５４，６８０円
○ 契約の相手方　　大阪市淀川区西中島三丁目９番１５号
　　大鉄工業株式会社
　　代表取締役社長　河内（かわち）　清（きよし）
○ 工事場所　　茨木市駅前一丁目地内
○ 工事内容　　デッキ上部新設工事、電気設備工事、機械設備工事
○ 工事完了予定日
　・変更前の予定日　　平成２７年３月１３日
　・変更後の予定日　　平成２７年３月３１日
○ 変更理由　　建築基準法施行令の改正により安全対策工事を追加実施することに伴う契約変更

議案第 63 号	市道路線の認定について

○ 新規路線整備に伴う路線認定　４８路線

・開発等により移管を受けたもの　　２９路線
・認定依頼を受けたもの　　３路線
・国際文化公園都市建設事業によるもの　　２路線
・土地区画整理事業によるもの　　９路線
・圃場整備事業によるもの　　４路線
・都市計画道路の廃止によるもの　　１路線

議案第 64 号	市道路線の変更について

○ 新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更　１３路線

・開発等により移管を受けたもの（起終点変更）　　７路線
・認定依頼を受けたもの（起点変更）　　１路線
・圃場整備事業によるもの（起終点変更）　　２路線
・土地区画整理事業によるもの（起点変更）　　１路線
・都市計画道路の廃止によるもの（起終点変更）　　２路線

議案第 65 号	財産（建物等）の譲与について（道祖本保育所、中津保育所）

○ 市立保育所の民営化に伴い、移管法人へ建物等を譲与する。

《道祖本保育所》
・所　在　地　　茨木市豊川四丁目３３番８号
・譲 与 財 産
　①不動産：　建物（昭和４６年８月建築）
　　鉄筋コンクリート造平屋建　延べ床面積１，０５６．００㎡
　　その他附帯設備（倉庫、ポンプ室等）
　②動　産：　遊具その他備品（滑り台、ブランコ等１６０件）
・譲与する日　　平成２７年４月１日
・相　手　方　　茨木市豊川三丁目３番２４号
　　社会福祉法人　とよかわ福祉会　理事長　井戸木（いどき）　一英（かずひで）

《中津保育所》
・所　在　地　　茨木市中津町１４番２８号
・譲 与 財 産
　①不動産：　建物（昭和４９年４月建築）
　　鉄筋コンクリート造２階建　延べ床面積７４２．１０㎡
　　その他附帯設備（倉庫、ポンプ室等）
　②動　産：　遊具その他備品（滑り台、ブランコ等１２１件）
・譲与する日　　平成２７年４月１日
・相　手　方　　茨木市大正町３番１６号
　　社会福祉法人　天王（てんのう）福祉会　理事長　柴田（しばた）　幸子（さちこ）

議案第 66 号	平成 26 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第２号）

○ 補正額　449,609 千円　（補正後 88,769,609 千円 － 補正前 88,320,000 千円）

（歳　入）		（歳　出）	
・地方交付税	△308,632 千円	・人件費	1,026 千円
・国庫支出金	16,565 千円	・物件費	128,770 千円
・府支出金	84,563 千円	・扶助費	1,208 千円
・繰越金	373,413 千円	・補助費等	4,899 千円
・諸収入	15,000 千円	・投資的経費	313,706 千円
・市債	268,700 千円		

・継続費補正
　（追加）山麓線整備事業（その２）　223,000 千円
・繰越明許費補正
　（追加）福祉文化会館耐震診断及び耐震補強計画策定事業　9,979 千円
・債務負担行為補正
　（追加）障害者相談支援事業所サポート事業　14,367 千円

認定第１号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	
		（平成 24 年度）
・歳入決算額	８６，８３５，８６３，９３７円	(81, 802, 864, 650 円)
・歳出決算額	８５，０２０，７３５，２３３円	(80, 051, 023, 921 円)
・歳入歳出差引額	１，８１５，１２８，７０４円	(1, 751, 840, 729 円)
・翌年度へ繰越すべき財源	８６７，７１５，１４９円	(930, 286, 998 円)
・実質収支	９４７，４１３，５５５円	(821, 553, 731 円)

認定第２号	平成 25 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	
		（平成 24 年度）
・歳入決算額	５，５４３，４１７，８８０円	(5, 647, 838, 144 円)
・歳出決算額	１２４，７３０，０９２円	(167, 165, 752 円)
・歳入歳出差引額	５，４１８，６８７，７８８円	(5, 480, 672, 392 円)

認定第３号	平成 25 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
		（平成 24 年度）
・歳入決算額	２８，３２４，６２３，４７１円	(27, 148, 257, 904 円)
・歳出決算額	２８，１８６，４３０，２０９円	(27, 018, 972, 833 円)
・歳入歳出差引額	１３８，１９３，２６２円	(129, 285, 071 円)

認定第４号	平成 25 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
		（平成 24 年度）
・歳入決算額	３，１２９，２３１，１９６円	(2, 990, 564, 675 円)
・歳出決算額	３，０１９，５９７，８７２円	(2, 881, 572, 100 円)
・歳入歳出差引額	１０９，６３３，３２４円	(108, 992, 575 円)

認定第５号	平成 25 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について

		（平成 24 年度）
・歳入決算額	１４，２９２，０４５，８５９円	(13,467,215,767 円)
・歳出決算額	１４，００７，９２１，６８５円	(13,245,595,435 円)
・歳入歳出差引額	２８４，１２４，１７４円	(221,620,332 円)

認定第６号	平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計決算認定について

		（平成 24 年度）
・歳入決算額	８，４７９，８９９，９７３円	(7,718,013,475 円)
・歳出決算額	８，４６０，６１１，９７０円	(7,671,416,505 円)
・歳入歳出差引額	１９，２８８，００３円	(46,596,970 円)
・翌年度へ繰越すべき財源	８，４３５，９２０円	(36,233,000 円)
・実質収支	１０，８５２，０８３円	(10,363,970 円)

認定第７号	平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

		（平成 24 年度）
（収益的収支）		
・収入決算額	４，６７５，１０６，７６２円	(4,640,562,833 円)
・支出決算額	４，７４８，６４７，２９９円	(4,822,903,764 円)
・収入支出差引額	△７３，５４０，５３７円	(　182,340,931 円)
（資本的収支）		
・収入決算額	４２３，８５０，２８１円	(607,354,940 円)
・支出決算額	２，０９０，５２３，３９２円	(2,537,939,591 円)
・収入支出差引額	△１，６６６，６７３，１１１円	(△1,930,584,651 円)

報告第 20 号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
○ 地方自治法第２３３条第５項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告	
報告第 21 号	平成 25 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 平成２６年３月３１日現在の財政状況の報告	
報告第 22 号	平成 25 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条第１項による茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告	
報告第 23 号	放棄した債権の報告について
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・放棄した私債権等　77 件　7,366,204 円	

議案第　44・45　号資料

健康福祉部　高齢介護課
こども育成部　こども政策課

高齢者活動支援センター及び多世代交流センターについて

高齢者活動支援センター

高齢者の出番創出機能

活動的な高齢者のいきがいや生涯学習等に結びつく事業の創出やそのコーディネイトなど、高齢者の出番や地域を支えるための取組みを展開する。

高齢者の居場所提供・介護予防機能

高齢者のための教養・娯楽活動や健康づくりなどの居場所提供や介護予防・生活支援サービスなどの取組みを展開する。

多世代交流センター

子ども・子育て支援機能

子どもの活動や子育て支援の場を整備し、ふれあい体験学習をはじめ、中高生の自習室や小規模保育など、地域の特性に適した子ども・子育てへの取組みを展開する。

事業区分 ＼ 施設名		高齢者活動支援センター	多世代交流センター				
		桑田	福井	西河原	葦原	沢池	南茨木
高齢者活動等支援機能	高齢者・団体の社会参加・活動等の支援	○	―	―	―	―	―
	高齢者の生涯学習支援	○	―	―	―	―	―
	高齢者の居場所	○	○	○	○	○	○
	介護予防	○	○	○	○	○	○
	生活支援サービス	○	○	○	○	○	○
子ども・子育て支援機能	子どもの居場所	―	―	○	○	―	―
	ふれあい体験学習	―	○	○	○	○	○
	中高生の自習室	―	○	○	○	○	―
	小規模保育、一時預かり等	―	―	―	―	○	―
	発達障害児の療育 障害のある子どもの居場所	―	―	―	―	―	○

茨木市桑原ふれあい運動広場　位置図

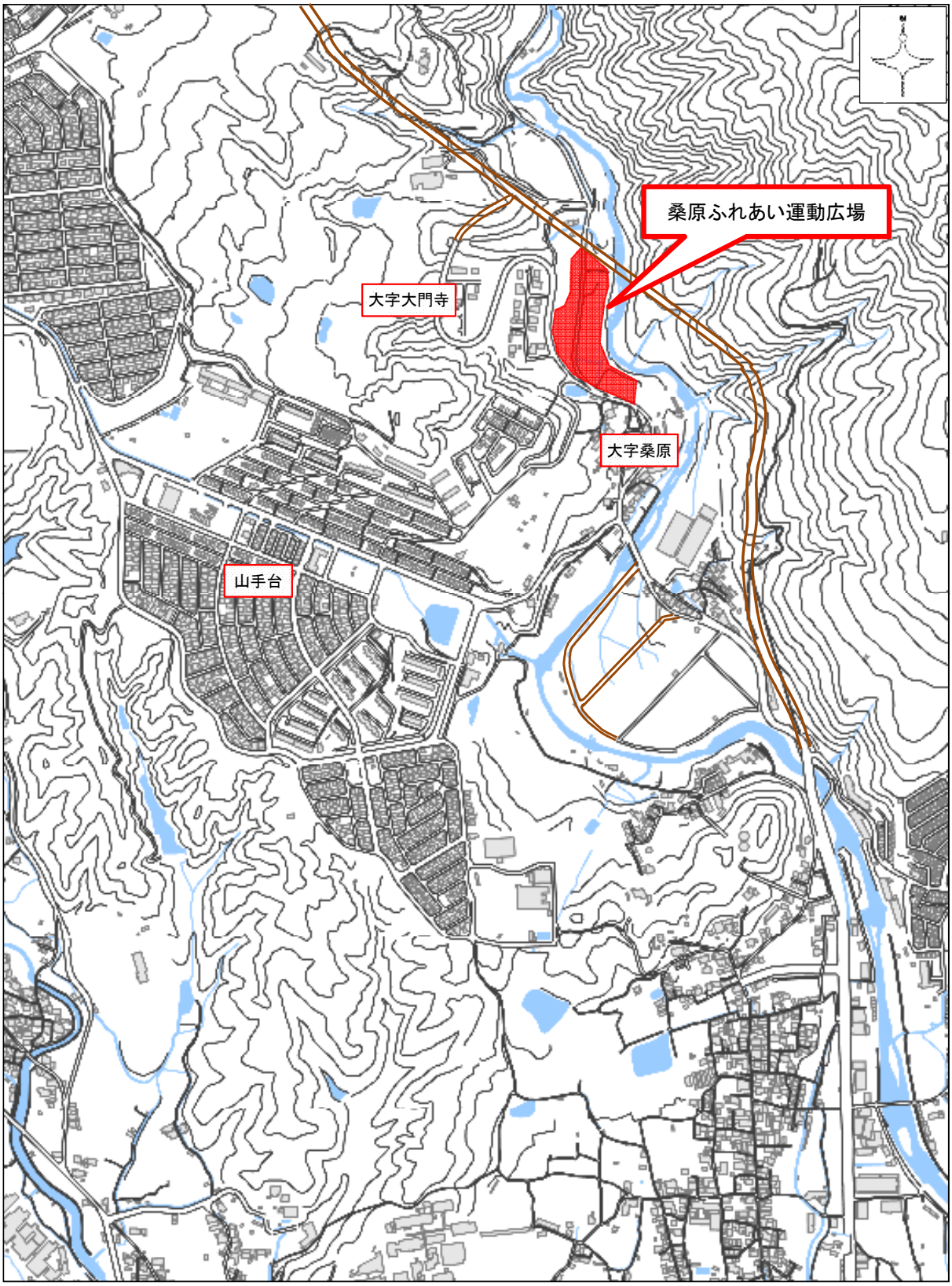

茨木市桑原ふれあい運動広場　平面図

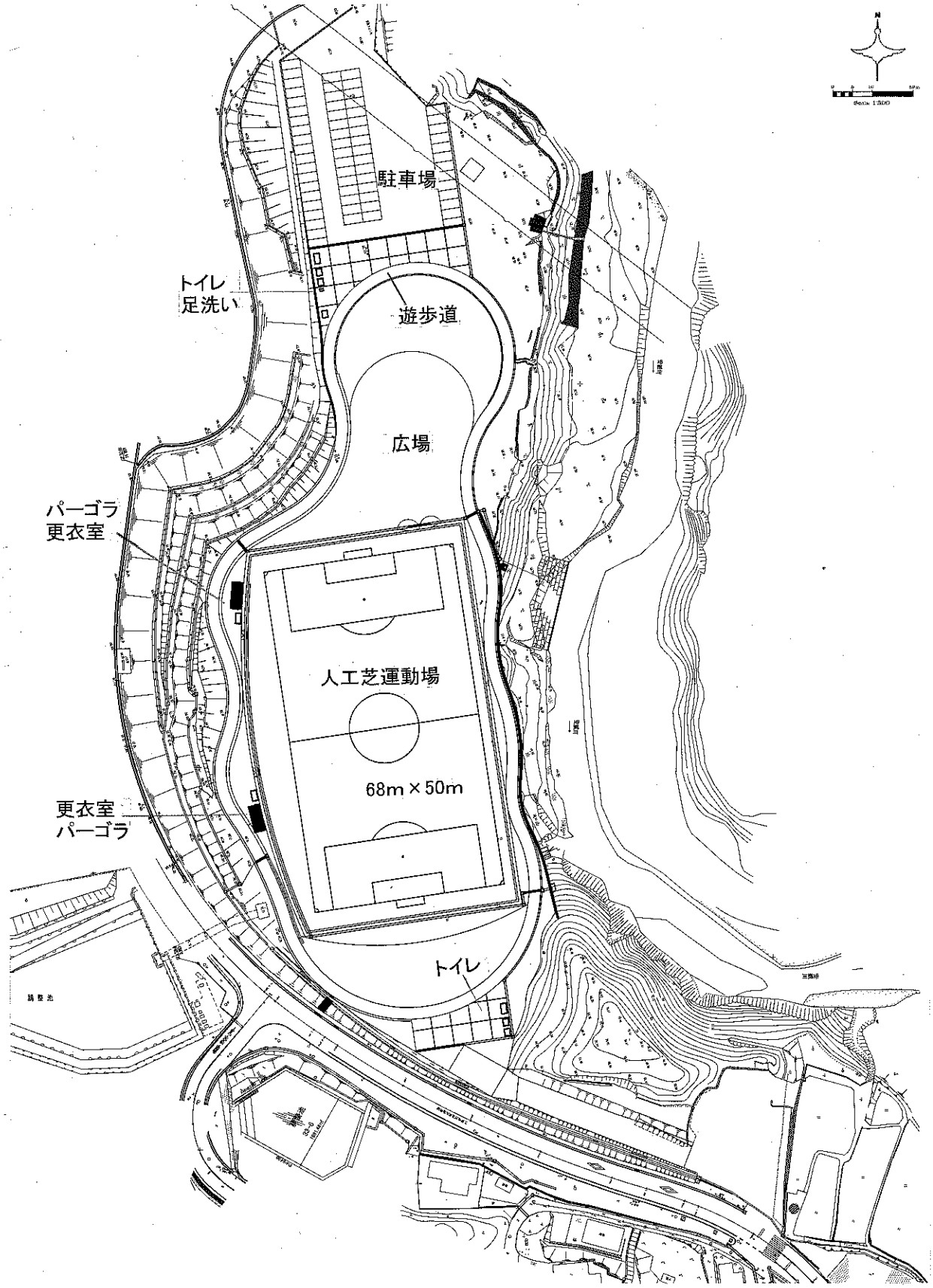

こども育成部　保育幼稚園課
学童保育課

子ども・子育て支援新制度について

１．制度の概要

１人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする。なお、新制度では、現行の幼稚園と保育所に加え、「認定こども園」の普及を図るほか、待機児童の解消を目指して、少人数の「地域型保育」を新たに整備するとともに、「地域子育て支援拠点」や「一時預かり」などの多様な地域の子育て支援の充実を図る。

２．施設の形態

Ⅰ 幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行うための施設（３～５歳）

利用できる保護者：制限なし。

Ⅱ 保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用できる保護者：保育の必要な子どもの保護者。

Ⅲ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

利用できる保護者：子どもが満3歳以上の場合制限なし。子どもが満3歳未満で、保育が必要な子どもの保護者。

Ⅳ 地域型保育

原則20人未満の少人数単位で、０～２歳の子どもを預かる事業

利用できる保護者：子どもが満3歳未満で、保育が必要な子どもの保護者。

【参考】

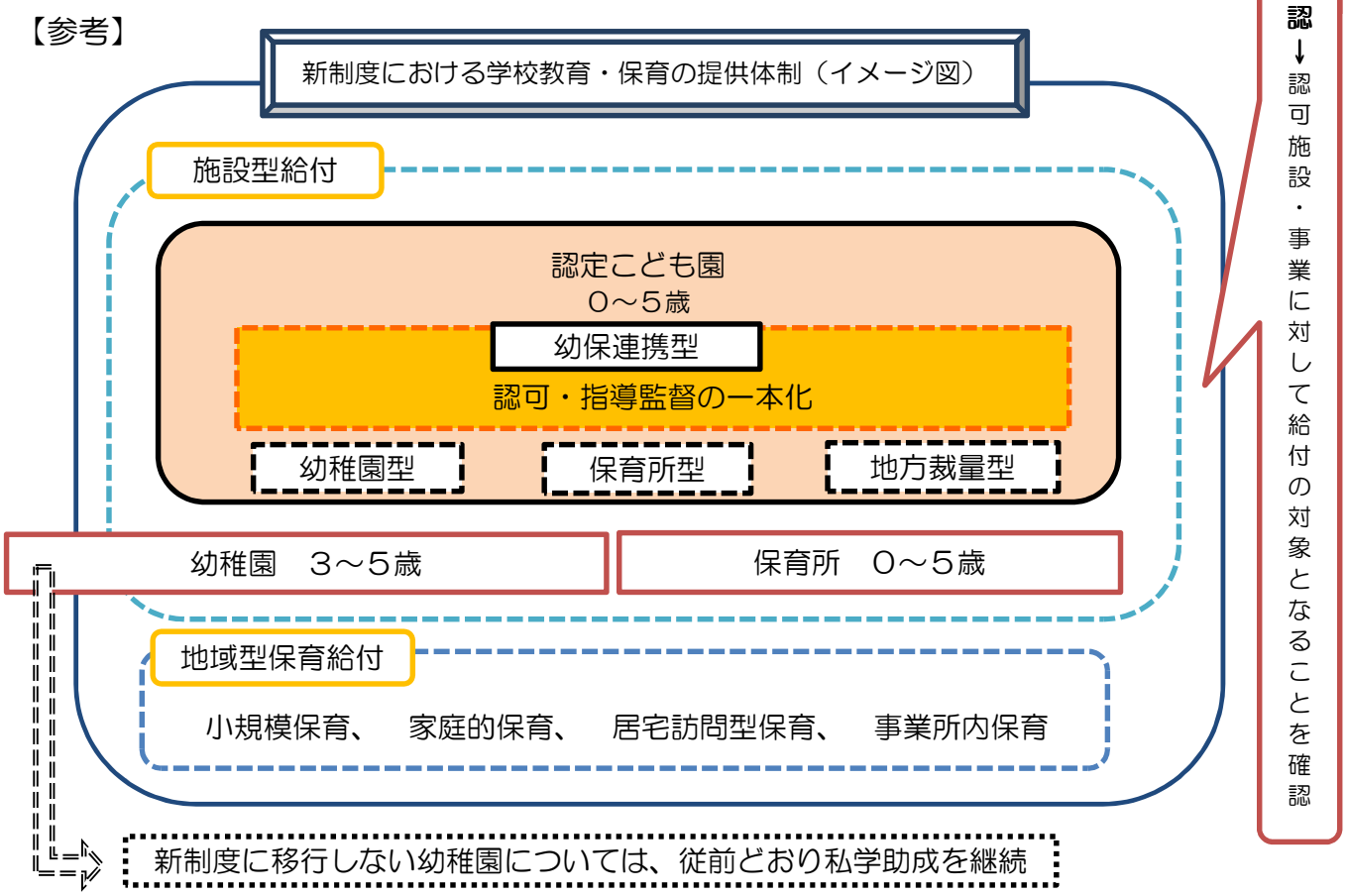

３．利用の手続き

「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、幼稚園、保育所等を利用する際の手続きは、時期や流れがこれまでと大きく変更されることはないが、それぞれの利用希望に応じた認定を受ける必要がある。

◆３つの認定区分

１号認定　・・・　満３歳以上で、幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合
２号認定　・・・　満３歳以上で、保育所、認定こども園の利用を希望する場合
３号認定　・・・　満３歳未満で、保育所、認定こども園、地域型保育の利用を希望する場合

４．保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受けた場合は、保育の必要量によって「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分される。

	保育標準時間	保育短時間
利用可能な時間	**11時間** ※両親ともフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を基本とする。	**8時間** ※両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を基本とする。
就労時間の下限	1ヶ月当たり120時間程度の就労	1ヶ月当たり64時間の就労 (※現行　週4日　1日あたり4時間)

５．利用者負担

新制度における利用者負担については、応能負担（保護者の市民税の課税状況に応じた負担）を基本とした仕組みとなり、負担額（保育料）は、国が定める基準額を限度とし、市が設定する。

認定区分		該当施設・事業	利用者負担の考え方
１号認定		幼稚園・認定こども園	保育所と同様に、所得に応じた利用者負担（国基準の75%）とする（但し、経過措置として、現在の利用者負担と比較して低い額を採用する）。
２号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園	現行の負担水準（国基準の75%）を基本とする。 （保育短時間については、保育標準時間の利用者負担から減額する。）
	保育短時間		
３号認定	保育標準時間		
	保育短時間		
	保育標準時間	地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）	行事の実施や園庭の確保が困難なことから、保育所・認定こども園（3号認定保育標準時間）の利用者負担から減額する。 （保育短時間については、保育標準時間の利用者負担から減額する。）
	保育短時間		

6. 新制度における施設形態ごとの「設備・運営基準の根拠法令」と「認可」・「確認」について

1．概　要

施設や事業が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、施設形態ごとの「施設の基準」を満たした上で、児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」の両方を受けることが必要となる。

2．認可と確認一覧表

	項番	施設・事業		設備・運営基準の根拠法令
教育・保育施設	①	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法
	② ③		幼稚園型 保育所型	
	④	幼稚園		学校教育法
	⑤	保育所		児童福祉法
地域型保育事業	⑥	小規模保育		児童福祉法 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
	⑦	家庭的保育		
	⑧	居宅訪問型保育		
	⑨	事業所内保育		

※国が定めた「従うべき基準」、「参酌すべき基準」の区分に従い、独自の基準を条例で定めることは可能。

上表の基準を満たした上で

項番	施設・事業	所管		設備・運営基準	
		認可	確認	面積	職員配置
①	認定こども園 (幼保連携型)	大阪府	茨木市	1学級　180㎡ 2学級以上 320㎡+100㎡×(学級数-2) かつ 0～1歳　1人につき　3.3㎡ 2歳　　1人につき　1.98㎡	0歳　　3:1 1歳　　5:1 2歳　　6:1 3歳　　20:1 4～5歳　30:1
②	認定こども園 (幼稚園型)				
③	認定こども園 (保育所型)				
④	幼稚園			1学級　180㎡ 2学級　320㎡ 3学級以上　1学級につき100㎡	1学級につき1人 (1学級35名まで)
⑤	保育所	茨木市		0～1歳　1人につき　3.3㎡ 2～5歳　1人につき　1.98㎡ ［府条例］	0歳　3:1　　1歳　5:1 2歳　6:1　　3歳　20:1 4～5歳　30:1　　［府条例］
⑥	小規模保育			A･B型 0～1歳　1人につき　3.3㎡ 2歳　1人につき　1.98㎡ C型 1人につき　3.3㎡	A･B型（保育士数は、下記の計に＋1人以上） 0歳　3:1　　1歳　5:1 2歳　6:1　　(※B型:1／2以上は保育士) C型 3:1（家庭的保育補助者とともに保育する場合は 5:2） ※家庭的保育者のうち1人は、保育士とする。
⑦	家庭的保育			9.9㎡ 3人を超える1人につき　3.3㎡	3:1（家庭的保育補助者とともに保育する場合は 5:2） ※2人を下回ることはできない ※家庭的保育者2人うち1人は、保育士とする。
⑧	居宅訪問型保育			－	1:1 ※家庭的保育者のうち1人は、保育士とする。
⑨	事業所内保育			0～1歳 1人につき　3.3㎡ 2～5歳 1人につき　1.98㎡	19人以下（保育士数は、下記の計に＋1人以上、1／2以上は保育士） 0歳　3:1　　1歳　5:1 2歳　6:1 20人以上 0歳　3:1　　1歳　5:1 2歳　6:1（2人を下回ることはできない）

※職員配置の下線は、市独自基準

7. 利用者負担のイメージ（※主な所得階層を示す）

※平成26年7月に内閣府資料で示された基準額（案）の範囲内で利用者負担を設定。

【幼稚園 １号認定】

平成26年度

市立幼稚園：入園料7,000円　4・5歳児全て10,000円　（月額）

	1子	2子	3子
所得割課税額211,200円以下	10,200	6,900	3,700
所得割課税額211,201円以上	10,200	6,900	3,700

私立幼稚園（私学助成）：入園料、月額ともに園により異なる。表はその平均　（月額）

	1子	2子	3子
所得割課税額211,200円以下	15,200	9,700	0
所得割課税額211,201円以上	17,200	12,300	0

平成27・28年度

市立幼稚園：経過措置により賦課額を以下のとおりとする　（月額）

	1子	2子	3子
所得割課税額211,200円以下	10,200	6,900	0
所得割課税額211,201円以上	10,200	6,900	0

※平成29年度以降は私立幼稚園と同額

平成27年度以降

私立幼稚園（施設型給付）：301人以上定員幼稚園（教育）の国基準額の75%　（月額）

	1子	2子	3子
所得割課税額211,200円以下	15,300	7,600	0
所得割課税額211,201円以上	16,100	8,000	0

私学助成

【保育所 ２・３号認定】

平成26年度

市立、私立保育所：入園金なし、応能負担、120人定員保育所の国基準額の**75%**　（月額）

	０歳児	１・２歳児	３歳児	４・５歳児
所得税課税額103,000円未満	33,300 16,600 0	33,300 16,600 0	28,700 14,300 0	23,800 11,900 0
所得税課税額413,000円未満	45,700 22,800 0	45,700 22,800 0	28,700 14,300 0	23,800 11,900 0

（※各階層：２行目は第２子、３行目は第３子）

平成27年度以降

市立、私立保育所：入園金なし、応能負担、120人定員保育所の国基準額の**75%**　（月額）

	０歳児	１・２歳児	３歳児	４・５歳児
所得割課税額169,000円未満	33,300 16,600 0	33,300 16,600 0	29,000 14,500 0	24,000 12,000 0
所得割課税額301,000円未満	45,700 22,800 0	45,700 22,800 0	29,000 14,500 0	24,000 12,000 0

（※各階層：２行目は第２子、３行目は第３子）

【認定こども園１・２・３号認定】

平成26年度

旧幼保連携型認定こども園：幼稚園機能と保育所機能に分かれ、それぞれで認可を受けている。

幼稚園部分（私学助成）：入園料、月額ともに園により異なる。表はその平均　（月額）

	1子	2子	3子
所得割課税額211,200円以下	15,200	9,700	0
所得割課税額211,201円以上	17,200	12,300	0

保育所部分：120人定員保育所の国基準の75%　（月額）

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
所得税課税額103,000円未満	33,300 16,600 0	33,300 16,600 0	28,700 14,300 0	23,800 11,900 0
所得税課税額413,000円未満	45,700 22,800 0	45,700 22,800 0	28,700 14,300 0	23,800 11,900 0

平成27年度以降

新幼保連携型認定こども園：幼稚園と保育所が一本化した認可施設として、教育・保育を提供する。

1号認定（幼稚園機能）：301人以上定員幼稚園（教育）の国基準の75%　（月額）

	1子	2子	3子
所得割課税額211,200円以下	15,300	7,600	0
所得割課税額211,201円以上	16,100	8,000	0

2・3号認定（保育所機能）：120人定員保育所の国基準の75%　（月額）

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
所得割課税額169,000円未満	33,300 16,600 0	33,300 16,600 0	29,000 14,500 0	24,000 12,000 0
所得割課税額301,000円未満	45,700 22,800 0	45,700 22,800 0	29,000 14,500 0	24,000 12,000 0

【地域型保育事業】

平成26年度

小規模保育施設：基本保育料31,500円（月額）

平成27年度以降

小規模保育施設Ａ型：保育所の利用者負担基準の90%

（月額）

	０歳児	１・２歳児	３歳児	４・５歳児
所得割課税額169,000円未満	29,900 14,900 0	29,900 14,900 0	26,100 13,000 0	21,600 10,800 0
所得割課税額301,000円未満	41,100 20,500 0	41,100 20,500 0	26,100 13,000 0	21,600 10,800 0

（※各階層：２行目は第２子、３行目は第３子）

※小規模保育施設A型：すべての保育従事者が保育士資格を持ち、1施設当たり6～19人までの乳幼児を保育する。

◆他の地域型保育事業の利用者負担額

①小規模保育事業：保育所の利用者負担基準の70～90%
②家庭的保育事業：保育所の利用者負担基準の80%
③居宅訪問型保育事業：保育所の利用者負担基準の上限額
④事業所内保育事業：保育所の利用者負担基準の70～90%

8. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準、学童保育利用者負担のイメージ

1．概要

子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に従い、市町村が条例で基準を定める。

また、本市の学童保育の運営については、これまで要綱に基づき実施していたが、新制度の施行にあたり量の確保及び質の向上を目指すことから条例を制定する。

2．条例化に向けた対応

○集団規模の適正化

「児童の集団の規模は、おおむね40人以下」とする基準に従い、経過措置期間を設け、適正規模化を進める。

○開室時間の延長

利用者ニーズに応えるため、平成27年4月から開室時間を午後7時まで延長する。

3．利用者負担の見直し

開室時間を午後6時から7時に延長することに伴い、延長分のみ利用料を改正。

［利用料（1人あたり月額）］　（単位：円）

曜　日	月曜日から金曜日		月曜日から土曜日	
区　分	１人目	２人目	１人目	２人目
生活保護、市民税非課税世帯	0	0	0	0
市民税均等割のみ課税世帯	2,500	1,500	3,000	2,000
市民税課税世帯	5,000	2,500	6,000	3,000

［延長利用料（1人あたり月額）］　（単位：円）

	現　行		改正後	
区　分	月～金	月～土	月～金	月～土
生活保護世帯	0	0	0	0
生活保護世帯以外	2,000	2,400	3,000	3,600

公共下水道安威排水区第１工区築造工事

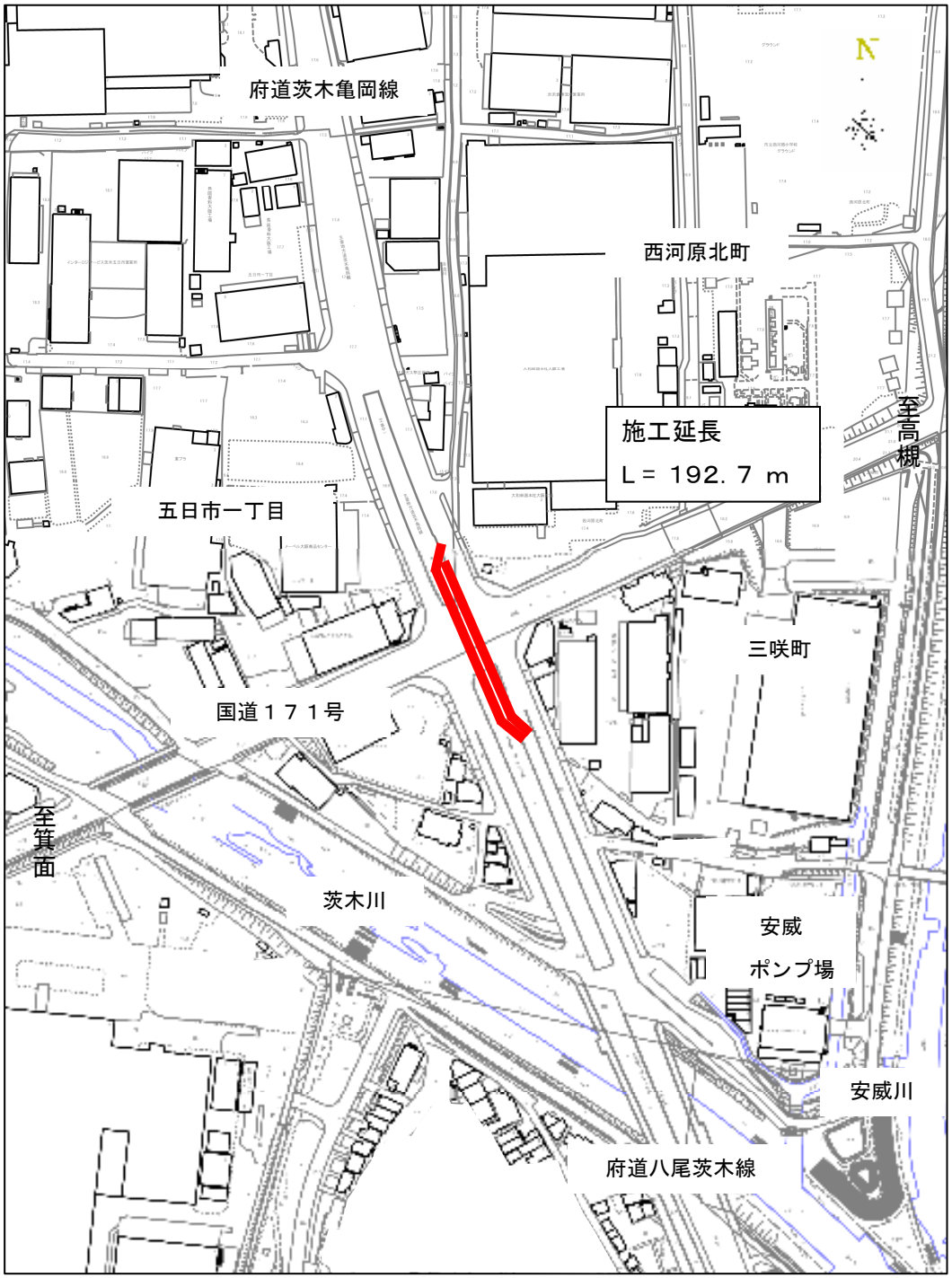

安 威 排 水 区

凡	例
━━━	平成 26･27 年度施工箇所

平成26年度一般会計補正予算(第2号)総括表

（歳　入）　　（単位：千円・％）

款	予算額	左の内訳		備考
		特定財源	一般財源	
10 地方交付税	△ 308,632		△ 308,632	普通交付税　△308,632 ・補正前予算額　　：2,220,000 ・普通交付税決定額：1,911,368
14 国庫支出金	16,565	16,565		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金　12,646 地域少子化対策強化交付金　2,949 生活保護費等負担金　970
15 府支出金	84,563	84,563		安心こども基金特別対策事業費補助金　58,666 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金　12,360 緊急雇用創出基金事業費補助金　12,345 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金　1,192
19 繰越金	373,413		373,413	純繰越金　373,413
20 諸収入	15,000	15,000		道路新設改良事業負担金 15,000
21 市債	268,700	268,700		街路整備債　143,200 （仮称）高齢者活動支援ｾﾝﾀｰ整備債 26,800 道路新設改良債　98,700
補正額Ａ	449,609	384,828	64,781	
補正前の予算額 Ｂ	88,320,000	32,041,576	56,278,424	
補正後の予算額 Ａ＋Ｂ	88,769,609	32,426,404	56,343,205	

平成26年度一般会計補正予算(第2号)総括表

（歳　出）　　（単位：千円・％）

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
02 総務費	17,979		17,979				
03 民生費	166,400	1,026	35,560	1,208	4,100	124,506	
04 衛生費	76,030		75,231		799		
08 土木費	189,200					189,200	
補正額 A	449,609	1,026	128,770	1,208	4,899	313,706	
補正前の予算額 B	88,320,000	13,688,841	15,436,224	24,277,869	7,532,593	10,954,181	16,430,292
補正後の予算額 A＋B	88,769,609	13,689,867	15,564,994	24,279,077	7,537,492	11,267,887	16,430,292

９月補正予算の内容について

１　基本方針

当初予算額を下回った普通交付税の減額分を純繰越金の追加で対応するとともに、市債等を活用し、小規模保育の充実による子育て支援や子ども・子育て支援新制度への円滑な対応、老人福祉センターの再編による高齢者施策の推進、生活保護法等の改正による給付金の支給など、行政課題の解決に向けた事業を実施するほか、予防接種の定期接種化への適切な対応を図る。

また、国府の補助金を活用し、地域密着型介護施設の充実や緊急雇用創出事業などを実施する。

２　主な内容

（１）当初予算額を下回った普通交付税の減額

（単位：千円）

事　業	内　容　等	補　正　額
普通交付税の減額 【35頁参照】	普通交付税について、決定額が当初予算額を下回ったことから、減額補正を行う。 ①当初予算額：2,220,000 ②決定額　　：1,911,368 ②－①＝△308,632 ※純繰越金の追加 373,413＝(補正後)473,413－(当初)100,000	△308,632

（２）純繰越金及び市債等を活用し実施する事業

①子育て支援の充実

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
待機児童の解消		**66,000**	**58,666**	**7,334**
小規模保育施設の新設	喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、小規模保育施設（４か所）の新設に係る補助を行う。 （平成27年４月開設予定） ［歳入］安心こども基金特別対策事業費補助金 ［設置場所（予定）］ 西ブロック（JR茨木駅周辺）　：３か所 中央ブロック（阪急茨木市駅周辺）：１か所	66,000	58,666	7,334
少子化対策の検討		**2,949**	**2,949**	
次代の親の意識調査と支援施策の研究	国の交付金を活用し、大学生や卒業生を対象に「結婚」「子ども」に関する意識調査を行い、今後の少子化対策施策の検討に活用する。 ［歳入］地域少子化対策強化交付金	2,949	2,949	

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a−b
子ども･子育て支援新制度への対応		**19,942**		**19,942**
次世代育成支援行動計画策定等に向けた対応	新制度への円滑な移行を目指し、現在進めているこども育成支援会議の開催回数を６回から12回に増やすとともに、制度周知に向けた啓発等を行う。	3,290		3,290
学童保育室の環境整備	学童保育室を新基準に対応した適切な人数規模で運営するため、教室分割等の環境整備を行う。	16,652		16,652
合　　計		**88,891**	**61,615**	**27,276**

②高齢者福祉の充実及び生活保護法改正への対応

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a−b
新たな高齢者施策の展開		**40,000**	**33,300**	**6,700**
（仮称）高齢者活動支援センターの整備 【36頁参照】	高齢者の居場所と出番の創出や、元気で活動的な高齢者が支援を要する高齢者を支える地域づくり推進の拠点とするため、老人福祉センター桑田荘を（仮称）高齢者活動支援センターとして整備する。 ［歳入］地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 市債	40,000	33,300	6,700
法改正に伴う給付金等の支給		**2,558**	**2,162**	**396**
就労自立給付金の支給 （生活保護法関係）	生活保護法の改正に伴い、就労による生活保護脱却世帯に対して就労自立給付金を支給するほか、制度改正に対応するためのシステム改修を行う。 ［歳入］生活保護費等負担金 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金	2,300	1,904	396
配偶者支援金の支給 （中国残留邦人等支援法関係）	中国残留邦人等支援法の改正に伴い、残留邦人が亡くなった場合にその配偶者に対して配偶者支援金を支給する。 ［歳入］生活保護費等負担金	258	258	
合　　計		**42,558**	**35,462**	**7,096**

③市民の健康保持

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
定期予防接種の追加		**66,025**		**66,025**
水痘、成人用肺炎球菌ワクチンの接種	平成２６年１０月から新たに定期接種となる予防接種（水痘、成人用肺炎球菌）を実施する。	66,025		66,025

④都市基盤の整備

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
立命館大学開学関連		**30,000**	**28,500**	**1,500**
岩倉町地区道路整備事業 【37頁参照】	平成２７年４月の立命館大学開学に合わせ、近畿自動車道高架下に大学と大阪中央環状線南側歩道を結ぶ新たな歩道を整備する。 ［歳入］道路新設改良事業負担金 市債	30,000	28,500	1,500
都市計画道路の整備		**159,200**	**143,200**	**16,000**
山麓線整備事業 【38頁参照】	事業進捗を図るため、山麓線２工区の橋梁上部工事について、継続費を設定して実施するとともに、４工区においては詳細設計委託などを追加する。 ［歳入］市債 ［継続費］総額 223,000（H26:89,200　H27:133,800）	159,200	143,200	16,000
合　　計		**189,200**	**171,700**	**17,500**

（３）国府の１００％補助を活用する事業

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
介護福祉施設の充実		**18,506**	**18,506**	
地域密着型介護施設整備の補助	国の補助金を活用し、小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等整備に対して補助を行う。また消費税率の改定に伴い、補助額を増額する。 ［歳入］地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金	18,506	18,506	
緊急雇用（地域人づくり事業）の創出		**12,345**	**12,345**	
障害者相談支援事業所サポート事業	大卒未就職者等の失業者を障害者の相談支援事業所で雇用し、サービス等利用計画の作成支援などを通じ、福祉分野への就業に結びつける。 ［歳入］緊急雇用創出基金事業費補助金 ［債務負担行為］ 期間：H27年度　限度額：14,367千円	12,345	12,345	
合　　計		**30,851**	**30,851**	

（４）その他の事業等

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a−b
公共施設の安全対策		**9,979**		**9,979**
福祉文化会館の耐震診断及び耐震補強計画の策定	福祉文化会館の耐震診断調査及び耐震補強計画を策定する。〔繰越明許費設定〕	9,979		9,979
文化芸術ホールの整備		**8,000**		**8,000**
文化芸術ホール整備事業手法の検討	阪急茨木市駅東口に建設を検討している文化芸術ホールについて、事業手法等の検討を行う。	8,000		8,000
合　　計		**17,979**		**17,979**

（５）継続費・繰越明許費・債務負担行為

（単位：千円）

事　業	内　容　等	事業費
継続費		
山麓線整備事業（その２）	山麓線２工区の橋梁上部工事について継続費を設定する。 総額 223,000（H26：89,200 H27：133,800）	223,000
繰越明許費		
福祉文化会館の耐震診断及び耐震補強計画策定事業	調査及び計画策定業務に時間を要し、年度内に完了しないため。	9,979
債務負担行為		
障害者相談支援事業所サポート事業	障害者相談支援事業所サポート事業について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 ［期　間］　平成27年度 ［限度額］　14,367千円 ［歳入］緊急雇用創出基金事業費補助金	14,367

企画財政部

平成26年度　普通交付税の算定結果について

１　交付決定額

１９億１，１３６万８千円（当初予算額　２２億２千万円）

区　　分	２６年度	２５年度	差　引 26-25
基準財政需要額　a	362.0億円	357.6億円	4.4億円
基準財政収入額　b	342.6億円	333.0億円	9.6億円
財源不足額　c =a-b	19.4億円	24.6億円	▲5.2億円
調　整　額　d	0.3億円	0.0億円	0.3億円
交付額　＝c-d	**19.1億円**	**24.6億円**	**▲5.5億円**

２　算定内容

基準財政需要額については、臨時財政対策債の償還増や、地方公共団体の行革努力等を反映する新たな費目『地域の元気創造事業費』の算定などにより、総額で４．４億円が増加したものの、基準財政収入額において、消費税率の改定に伴う地方消費税交付金の増や、景気の持ち直しなどによる法人市民税・固定資産税の増などに伴い、需要額を上回る９．６億円が増加したことから、平成２６年度の普通交付税は前年度から５．５億円の減少となる１９．１億円となった。

３　今後の予算計上の考え方

区　　分	当初予算額 a	交付額 b	差引 b－a
普通交付税	22.2億円	19.1億円	▲3.1億円
臨時財政対策債	34.8億円	32.3億円	▲2.5億円

普通交付税については９月補正予算において、純繰越金の追加を財源として、減額補正を行う。

また、臨時財政対策債の減額については、今後の財源の状況を踏まえ、１２月補正又は３月補正予算で対応する。

健康福祉部

（仮称）高齢者活動支援センター改修予定平面図

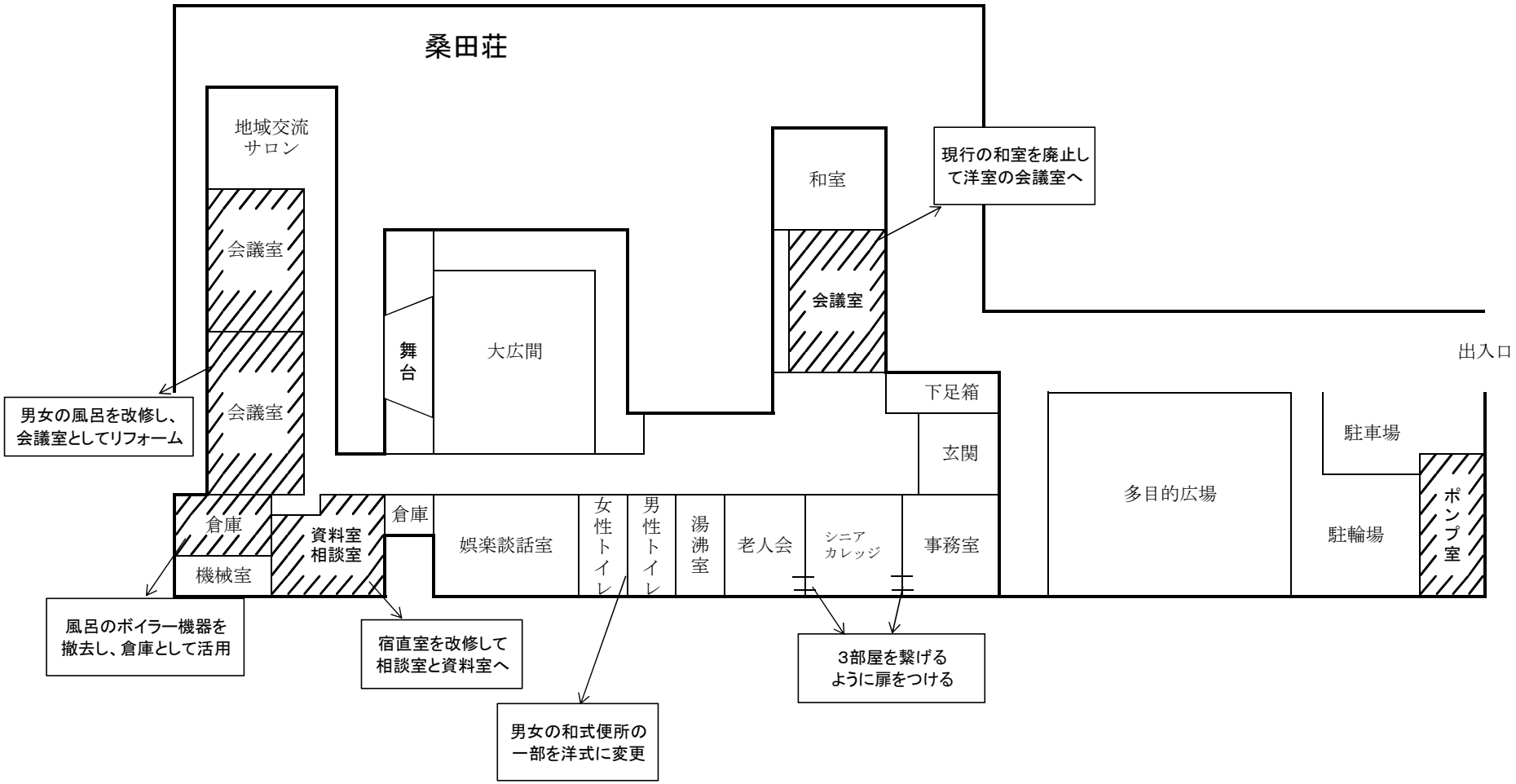

岩倉町地区道路整備事業〔高架下整備〕 位置図

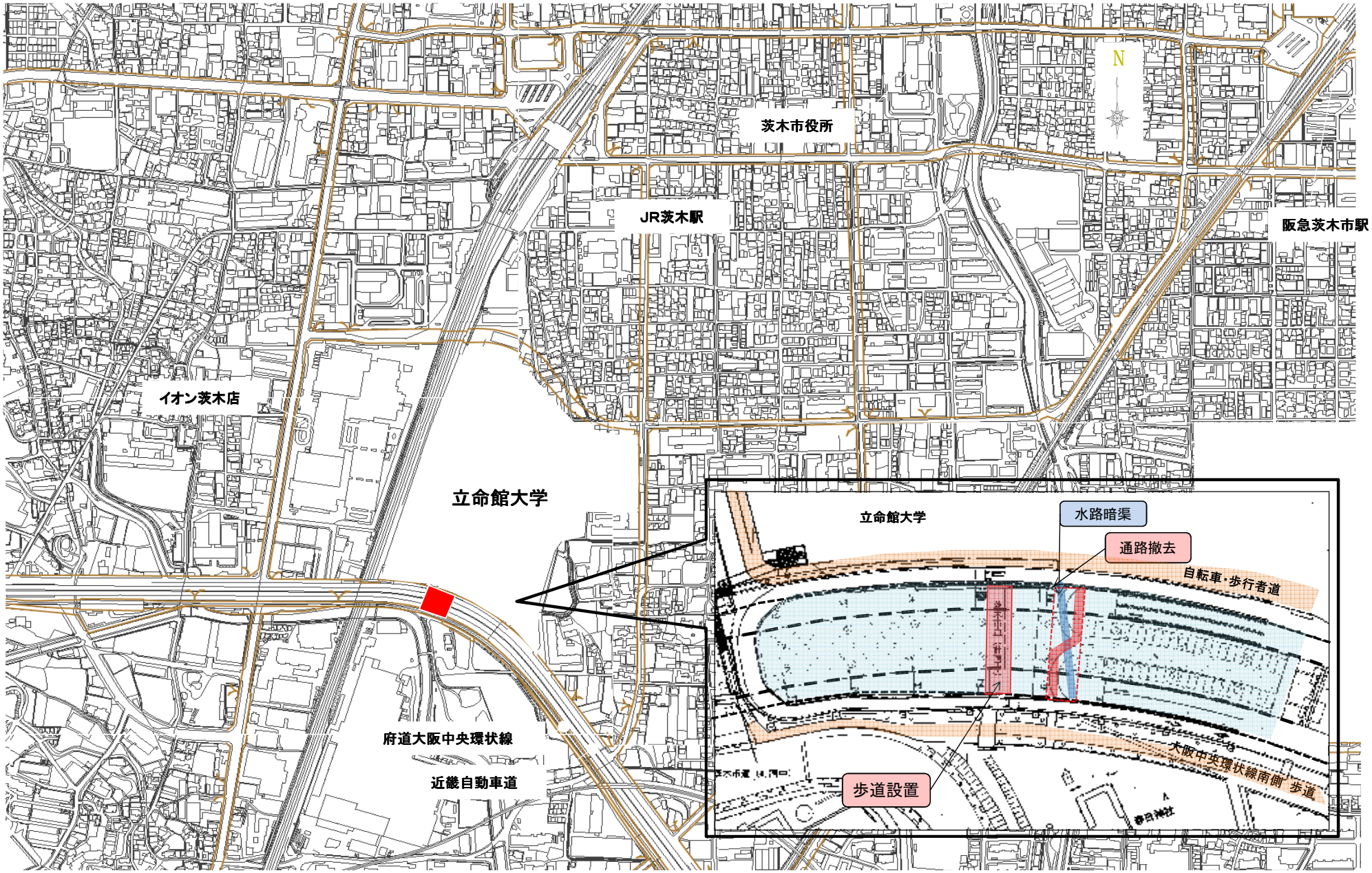

山麓線全体計画概要図

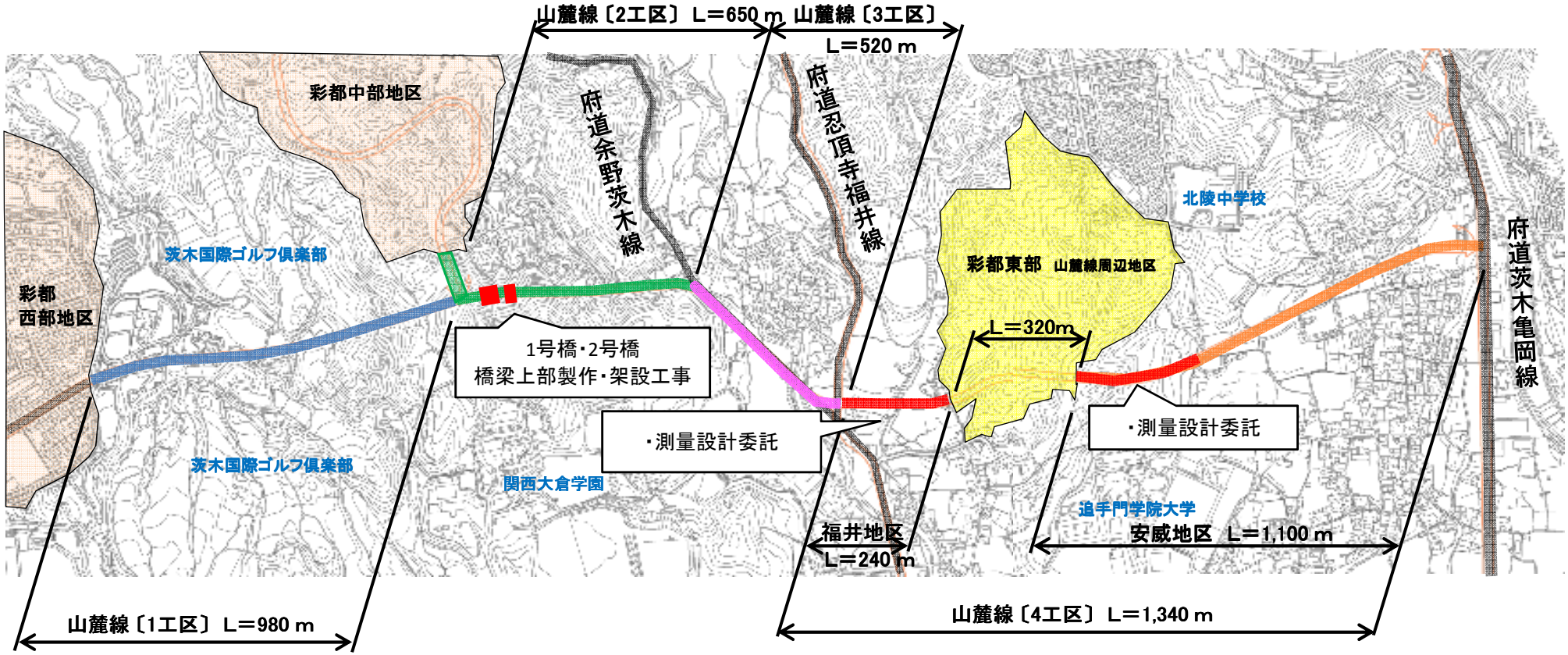
山麓線〔2工区〕 L＝650 m
山麓線〔3工区〕
L＝520 m
彩都中部地区
府道余野茨木線
府道忍頂寺福井線
北陵中学校
茨木国際ゴルフ倶楽部
彩都
西部地区
彩都東部 山麓線周辺地区
L＝320m
府道茨木亀岡線
1号橋・2号橋
橋梁上部製作・架設工事
・測量設計委託
・測量設計委託
茨木国際ゴルフ倶楽部
関西大倉学園
追手門学院大学
福井地区
L＝240 m
安威地区 L＝1,100 m
山麓線〔1工区〕 L＝980 m
山麓線〔4工区〕 L＝1,340 m